

IV その他の水質試験

- 1 給水開始前の水質検査（水道法第13条）
- 2 検査の請求に基づく水質検査（水道法第18条）
- 3 臨時の水質検査（水道法第20条）
- 4 部内他課依頼による水質試験

1 給水開始前の水質検査（水道法第13条、同法施行規則第10条）

給水開始前の水質検査の対象となる事案はありませんでした。

2 検査の請求に基づく水質検査（水道法第18条）

検査の請求に基づく水質検査の対象となる事案はありませんでした。

3 臨時の水質検査（水道法第20条）

臨時の水質検査の対象となる事案はありませんでした。

4 部内他課依頼による水質試験

採水年月日	採水地点	試験項目	備考
令和6年8月28日	高松第2取水場試験井	原水39項目（全項目）及び嫌気性芽胞菌	高松第2取水場試験井築造に伴う水質試験
令和6年11月11日	丸子新田地内①	原水11項目（省略不可能項目及び味）	丸子新田取水場事業に係る水質試験
令和6年11月11日	丸子新田地内②	原水11項目（省略不可能項目及び味）	丸子新田取水場事業に係る水質試験
令和6年11月11日	丸子新田地内③	原水11項目（省略不可能項目及び味）	丸子新田取水場事業に係る水質試験
令和7年1月8日	旧冷川水源原水	原水11項目（省略不可能項目）及び嫌気性芽胞菌	予備水源の状況確認に係る水質試験
令和7年1月8日	旧冷川水源上流部原水	原水11項目（省略不可能項目）及び嫌気性芽胞菌	予備水源の状況確認に係る水質試験
令和7年1月22日	門屋取水場	原水39項目及び嫌気性芽胞菌	渇水期稼働前の水質試験

※ 原水の全項目は、水質基準51項目のうち、浄水過程における消毒副生成物であるNo. 21～31の11項目及びNo. 48を除く39項目。

※ 「省略不可能項目」とは「一般細菌」、「大腸菌」、「亜硝酸態窒素」、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」、「フッ素及びその化合物」、「塩化物イオン」、「塩素酸」、「（原水は除く）」「有機物（全有機炭素(TOC)の量）」、「pH値」、「味」（原水は除く）、「臭気」、「色度」、「濁度」の浄水13項目、原水11項目のこと。